

# 沖縄市指定管理者制度に係る運用指針



沖縄市

平成30年6月

(平成30年12月 改訂)

(令和5年1月 改訂)

(令和5年9月 改訂)



## 目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
<b>I 指定管理者制度について</b>	・・・・・・・・	2
1 沖縄市指定管理者制度における体系図	・・・・・・・・	3
<b>II 指定管理者制度の導入対象施設の考え方</b>	・・・・・・・・	3
1 「公の施設」について	・・・・・・・・	3
2 「公の施設」の例	・・・・・・・・	4
3 対象施設の検討	・・・・・・・・	4
<b>III 指定管理者制度に関する基本的な考え方</b>	・・・・・・・・	5
1 条例の整備	・・・・・・・・	5
2 指定管理者に行わせる業務	・・・・・・・・	5
3 指定候補者の要件	・・・・・・・・	5
4 施設の募集単位	・・・・・・・・	7
5 選定方法（公募・非公募）について	・・・・・・・・	7
6 指定期間について	・・・・・・・・	8
7 利用料金制について	・・・・・・・・	8
8 施設の管理運営費について	・・・・・・・・	8
9 修繕等について	・・・・・・・・	9
10 剰余金の取扱いについて	・・・・・・・・	9
11 個人情報の取扱いについて	・・・・・・・・	9
12 情報公開について	・・・・・・・・	10
13 監査について	・・・・・・・・	10
14 沖縄市行政改革推進本部の役割	・・・・・・・・	10
15 全体の流れ図	・・・・・・・・	10
16 指定管理者制度に関するスケジュール	・・・・・・・・	12
<b>IV 指定候補者の選定の手続きについて</b>	・・・・・・・・	13
1 公募の場合	・・・・・・・・	13
2 非公募の場合	・・・・・・・・	13
3 選定作業について	・・・・・・・・	13
4 選定基準についての考え方	・・・・・・・・	14
5 審査表について	・・・・・・・・	14
6 指定候補者への通知	・・・・・・・・	14
7 議会の議決について	・・・・・・・・	14
8 指定の告示及び通知について	・・・・・・・・	15
<b>V 沖縄市指定管理者選定委員会</b>	・・・・・・・・	15
1 選定委員会の構成	・・・・・・・・	15
2 任期	・・・・・・・・	15
3 所掌事務	・・・・・・・・	16
4 会議の公開についての考え方	・・・・・・・・	16

5	一括で管理を行う場合に係る選定委員会	.....	16
6	類似施設の管理を行う場合に係る選定委員会	.....	16
<b>VI</b>	<b>指定管理者の指定後の手続き</b>	.....	16
1	協定について	.....	16
2	リスク分担に関する考え方について	.....	18
3	指定期間前準備行為	.....	19
<b>VII</b>	<b>指定管理者による管理運営</b>	.....	19
1	モニタリング等の実施について	.....	19
2	引継ぎについて	.....	21
3	指定管理者制度の継続について	.....	21
4	指定管理者の指定の取消しについて	.....	21

○別添

- ・様式例集（沖縄市指定管理者制度に係る運用指針）

# はじめに

平成 15 年 9 月地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設され、本市においても「民間事業者等を含む指定管理者に施設の管理を委ねることにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図る」という本制度の目的のもと、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しているところである。

この運用指針は、平成 20 年度に策定した「沖縄市公の施設の指定管理者制度に係る基本方針」と、平成 26 年度に策定した「指定管理者制度に関する運用マニュアル」について整理・統合し、平成 30 年度に「沖縄市指定管理者制度に係る運用指針」（以下、「運用指針」という。）とし、基本的な考え方や指定管理者の一連の事務手続き等を定めている。

制度の導入から 15 年余りが経過し、制度の浸透や施設所管課における専門的知識及びノウハウの蓄積により安定しているところである。

本改訂では、複数の施設を一括にて指定管理する場合等について整理し、より施設所管課にて効率的に実施ができるよう、全体的な改正を行うものである。

今後も指定管理者制度の適切かつ効果的な運用を図るとともに、より市民に満足していただける施設サービスと望ましい公共施設のあり方を実現するため、適宜見直しを図っていくものとする。

## I 指定管理者制度について

昭和 38 年の地方自治法改正により、「公の施設」に関する制度が創設された。

「公の施設」とは、地方自治法第 244 条第 1 項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」とされ、体育施設をはじめ、文化施設、社会福祉施設などがある。なお、庁舎のような住民の利用に供することを目的としない施設や、社会公共秩序を維持するために設けられる留置場等は該当しないとされている。

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により、指定管理者制度が導入され、施行日から 3 年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となった。それまで、公の施設の管理を外部に委ねる場合には、公共団体をはじめ公共的団体、地方公共団体が出資する団体などに限定されていたが、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用し、市民サービスの向上をはかるとともに、経費の縮減を図ることを目的に、民間事業者を含む法人その他の団体に管理主体を広げた。ただし、個人は指定管理者にはなれない。

指定管理者は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は処分に該当する使用許可も行うことができる。

ただし、使用料の強制徴収をはじめ、使用料の減免、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可については、法令により地方公共団体の長のみができる権限であり、指定管理者に行わせることはできない。

国においては、平成 27 年度に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を受け、総務省において、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を発出。

そのなかで、『依然として厳しい財政状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、民間委託等の推進などによる積極的な業務改革の推進に努めるように』とされている。

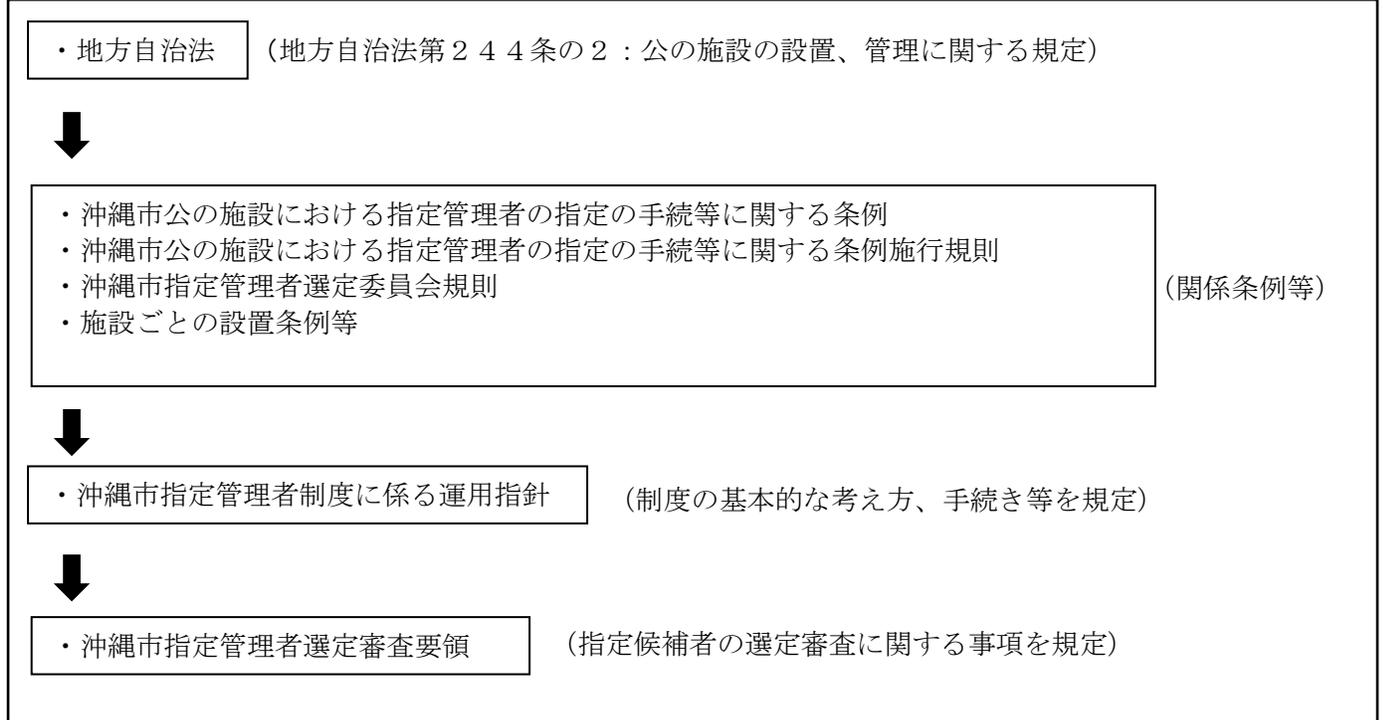
本市では、平成 16 年度に策定した「沖縄市アウトソーシング推進に関する指針」において、『指定管理者制度の活用を積極的に推進する』としており、市民サービスの質の向上と経費節減等の観点から検討し、平成 18 年 4 月より市の管理している施設へ指定管理者制度を導入している。

また、「第 6 次沖縄市行政改革大綱」において、改革の主要項目の一つとして『公共施設等の適正な管理運営による、財政負担の軽減等に努めるとともに、行政サービスの質の向上と業務効率化などを図るため、民間能力の活用を推進する』としている。

さらに、「沖縄市定員適正化計画」においても取組項目の一つに『民間能力の活用』を掲げており、『民間事業者の創意と工夫が期待される業務については、民間能力の活用を図る』としている。

指定管理者制度を導入している施設は、平成 18 年度に 11 施設、平成 30 年度に 15 施設、令和元年度に 16 施設と対象施設を拡大し、指定管理者制度を活用している。

## 1 沖縄市指定管理者制度における体系図



## II 指定管理者制度の導入対象施設の考え方

### 1 「公の施設」について

地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と規定している。

#### (1) 公の施設である条件と考えられるもの

- ①住民の利用に供するためのもの
- ②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③住民福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④地方公共団体が設けるもの
- ⑤施設であること

地方自治法第244条の2第1項において、公の施設の設置及び管理に関することについて、条例で定めることを規定している。また、同条第3項において、法人その他の団体に対して管理を行わせることを規定。

また、必ずしも所有権を取得することは必要ではなく、賃借権などの権原を取得することで足りるとされている。

## 2 「公の施設」の例

### (1) 「公の施設」とされている施設分類と主な例

レクリエーション・スポーツ施設	体育館、武道場、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、湾港施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等
文教施設	図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館、市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等
社会福祉施設	病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館、保育園等

【参考：公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果（R4.3 総務省自治行政局行政経営支援室）】

※上記に記載がない施設についても、法令等の考え方から「公の施設」に該当するか確認を要す。

### (2) 「公の施設」とされていない施設の例

- ①試験研究所
- ②庁舎
- ③競輪場・競馬場
- ④留置場

## 3 対象施設の検討

(1) 直営で管理している施設については、次の項目により、個別の施設ごとに積極的に指定管理者制度の導入を施設所管課にて検討する。

- ①法令等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がないこと。
- ②民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズに合った開館日や開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できること。
- ③民間事業者等に行わせることにより、行政コストの縮減が期待できること。
- ④利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む。）について、行政でなければ確保できない明確な理由がないこと。
- ⑤民間事業者等が同様又は類似するサービスを提供していること。
- ⑥施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を考慮して、民間事業者等の運営が可能であること。
- ⑦指定管理料または使用料・利用料金により運営を行うことが期待できる施設であること。

(2) 新たに設置する公の施設については、上記に照らしあわせ積極的に指定管理者制度を導入するよう検討すること。

また、直営とする場合については、直営としなければならない合理的な理由を示せるよう施設所管課にて整理しておくこと。

(3) 指定管理者制度を導入している施設については、当該施設の管理のあり方を検証し、必

要に応じて本指針に定める「Ⅶ指定管理者による管理運営 3 指定管理者制度の継続について」に準じ見直すものとする。

### Ⅲ 指定管理者制度に関する基本的な考え方

#### 1 条例の整備

指定管理者制度を導入するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項において条例に定める必要がある旨規定されている。

そのため、既存の施設や新たに設ける施設を指定管理者制度のもと管理を行うにあたり、管理の基準及び業務の範囲など必要な事項を設けた条例の整備が必要となる。

#### 2 指定管理者に行わせる業務

指定管理者に行わせる業務は、施設の設置目的を踏まえ施設毎に検討し、指定管理者に対して具体的に示していく必要がある。また、使用許可権限については指定管理者に十分に説明し、市と指定管理者の業務について混乱が無いようにしていく必要がある。

指定管理者が行うと示した業務以外の業務（自主事業）についても、施設の設置目的に則って可能とする。

##### (1) 使用許可権限

指定管理者制度はこれまでの「管理の委託」から「管理権限の委任」となったことにより、使用（利用）の許可などの「行政処分」が可能となっており、条例において規定することにより利用にかかる料金について、指定管理者が徴収し、収入とすることができる。

なお、利用にかかる料金などについては、強制徴収、過料の賦課徴収、不服申立てに対する決定などは指定管理者に行わせることは出来ないとされている。

##### (2) 目的外使用許可

目的外使用の許可については、市長の権限となっていることから、指定管理者が行使できない。

そのため、屋外広告物や飲料水等の自動販売機の設置等は「行政財産の目的外使用許可」として市長等が処分を行うこととなる。

※教育委員会：沖縄市教育委員会に対する事務委任規則（昭和 49 年 4 月 1 日規則第 6 号）による委任事項参照

##### (3) 自主事業

指定管理者は施設の設置目的を踏まえ、市長等の許可のもと自主事業を行うことが出来る。その場合、基本協定、年度の事業計画などにおいて位置付ける方法などが考えられる。

#### 3 指定候補者の要件

「公の施設」においては、地方自治法において「法人その他の団体に対して管理を行わせること」が規定されていることから、個人では指定管理者にはなり得ない。

本市において、指定管理者にかかる法人その他の団体としては以下の要件とする。

##### (1) 指定候補者の要件

原則として、以下の要件を満たしている法人その他の団体とする。

①市内に主たる事務所を有するか又は設置する予定の団体とする。

- ②当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること（管理運営において、有資格者の配置等が必要となる施設の場合）
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと
- ⑤会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと
- ⑥本市及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと
- ⑦地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された場合、当該処分の日から起算して2年を経過していること
- ⑧国税、県税、市税などの滞納が無いこと
- ⑨労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金）の加入（厚生年金保険法第6条に該当する団体の場合）していること
- ⑩暴力団及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、またそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- ⑪地方自治法第92条の2（議員兼業の禁止）、第142条（長の兼業禁止、同条項を準用する場合を含む）又は第180条の5第6項（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）の規定に抵触しないこと

※「団体」と「主たる事務所の所在地」の定義

- ・「団体」については、以下のとおりとする。
  - a 市内団体・・・主たる事務所の所在地が市内となっている団体
  - b 準市内団体・・・市内に支店又は営業所を有する団体
  - c 県内団体・・・主たる事務所の所在地が沖縄県内（本市を除く）となっている団体
  - d 県外団体・・・沖縄県外に主たる事務所を有する団体
- ・「主たる事務所の所在地」は、以下のとおりとする。
  - a 株式会社、有限会社、民法上の公益法人等（社会福祉法人、NPO法人等）にあつては、登記簿上に記されている所在地。
  - b 法人格を有しない団体にあつては、団体の規約等に記載されている活動の本拠地。

(2) 指定候補者の市内原則の特例要件

指定候補者の要件を「原則として市内に主たる事務所を有するか又は設置する予定の団体」としているが、下記に定める特例要件に該当する場合は、市外、県外に主たる事務所を有する団体についても指定候補者とすることができる。

①共同企業体を組織する場合

当該指定管理を行うにあたり複数の団体において任意に組織された事業体は、以下のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、A又はBを緩和することができる。

A 原則2団体で構成し、構成団体の内1者を市内団体、他の者については県内団体または県外団体とすることも可能。なお、3団体以上で構成する場合については、半数以上を市内団体とし、他の者については県内団体または県外団体とすることも可能。

B 各構成団体員の出資比率については次に定める割合を下回らないものとし、出資比率の高い者を代表者とする。

2 事業者の場合 30パーセント

3 事業者の場合 20パーセント

C 共同企業体を組織する場合、構成する全ての団体において指定候補者の要件（1）の②～⑩を満たすものとする。

②準市内団体の場合

休日・夜間等の対応や、災害時の避難所として開設する必要がある場合など、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有することなどが求められるため、市内に支店又は営業所を有する団体で、市税納付による貢献及び市民雇用、地域のボランティア活動などの市民に対する貢献を行っている団体とする。

③PFI 事業実施団体

※「PFI」とは

PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金等の活用により行う手法で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）（以下、「PFI 法」という。）において法的な整備がされている。

④市長が必要と認める場合

#### 4 施設の募集単位

指定候補者の公募は、原則として施設の設置条例ごとに行うが、一つの条例のもと複数の施設がある場合は、分割して公募することも可能である。また、条例の異なる複数の施設を一括して指定管理者に代行させることにより、施設の効用が高められ、市民サービスの向上につながる等理由があると認められる場合は、複数の施設を一括して公募することができる。

所管が異なる複数の施設を一括して指定させるなど選定手続きに調整が必要な場合は、関係者で構成する幹事会を設置するなどして調整を図る。

#### 5 選定方法（公募・非公募）について

##### （1）公募について

指定管理者の指定に当たっては、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「手續条例」という。）及び同施行規則（以下、「手續規則」という。）に基づき原則として公募によるものとし、所要の手續きを踏むこととする。

##### （2）非公募について

原則公募とするが、合理的な理由があるときには非公募とすることも可能とする。非公募とする場合は次のとおりとする。

- ①公の施設の性格及び設置目的上、管理団体が特定される場合。
- ②施設管理に当たり、専門的かつ高度な技術を有することが必要な場合。
- ③当該施設に併設する民間施設等と一体的に管理することが合理的かつ経済的な場合。
- ④緊急に指定管理者を指定する必要がある場合。
- ⑤PFI 事業者が当該施設の管理を行う場合。

##### （3）公募にかかる特例措置

手續条例第 4 条第 2 項に明示している下記事項については、同条例第 15 条第 1 項にかかる選定委員会において諮ることができるものとする。

- ①応募の申請がなかった場合又は応募をした民間事業者等が選定基準に達しない場合。
- ②施設の設置目的や性格、また、これまで管理委託を行ってきた市の出資団体等の活動実績等を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断する場合。

## 6 指定期間について

指定管理者を指定する期間は、施設の設置目的や形態を念頭に、長期間管理運営を委ねることによる安定的な管理運営や定期的な見直しの必要性等の観点から指定期間について、施設所管課にて検討することとし、原則5年以内とする。

ただし、特別な理由がある場合は、5年に限らず適した指定期間を設定することができるものとする。

### ○【参考】指定期間を5年としない場合の事例

- ・新たに指定管理者制度を導入するため、管理運営効率や事業の継続性について検証の必要がある等
- ・施設の統廃合や改築・大規模改修等、施設の大幅な見直しが予定されている等
- ・同一の指定管理者がある程度長期間にわたって管理運営を行うことが利用者サービスの向上につながる等
- ・ノウハウの蓄積等、継続的に専門性の高い人材の確保を要する等
- ・施設の設備投資の回収に5年以上の期間を要する等
- ・PFI方式又はPFI方式と同様の民間活力を導入する手法を採用し、全部又は一部を整備した等

※ PFI法上の契約と指定管理者制度（地方自治法上の制度）とは、基本的には個別の制度であることから、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねることは出来ないとされている。そのため、PFI法に基づき導入した施設に対して指定管理者制度における管理を行わせる場合は、指定管理者制度に基づく手続きが必要となる。

## 7 利用料金制について

公の施設の利用については、使用料の徴収が認められており、使用料は地方公共団体の収入となるが、地方公共団体が適当と認めた場合は、指定管理者の収入として収受させることができる。この利用料金制度を導入することで、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化が図られる。（地方自治法第244条の2第8項）

なお、利用料金については、業務を開始する前に条例で定めている額の範囲内において、指定管理者が市長等へ承認を得て定めるものとする。（地方自治法第244条の2第9項）

### （1）利用料金の減免について

減免については、各施設の設置条例において減免にかかる規定が設けられていることが必要となる。

### （2）本市による利用

本市が行う事業や行事において指定管理者施設を利用する場合は、利用料金が得られない事となり、指定管理者の収入が減となることが想定されるため、当該施設の利用については充分配慮する必要がある。【参考】リスク分担表（参考例：利用料金の減少）

## 8 施設の管理運営費について

指定管理者制度の管理運営にかかる経費については以下の考え方のもと、当該施設に最も適した手法を検討する必要がある。

### （1）指定管理料のみ

施設の利用料金はすべて市の収入とし、施設の管理運営に関する経費については、指定管理料として指定管理者へ支払われる。

(2) 利用料金のみ

施設の利用料金はすべて指定管理者の収入とし、指定管理者へ指定管理料は支払われないため、利用料金のみで施設の管理運営にかかる費用を賄うこととなる。

(3) 指定管理料と利用料金の併用

施設の利用料金はすべて指定管理者の収入とし、施設の管理運営にかかる費用から収入見込み額を差し引いた金額が、指定管理者へ指定管理料として支払われる。

9 修繕等について

日常的な施設の運営において発生する修繕や保守点検については、原則として指定管理者において行うものとするが、協定において対象範囲や一件あたりの金額などについて明記するものとする。

なお、施設の機能の変更や大規模修繕等においては市が行うものとする。

10 剰余金の取扱いについて

指定管理者の自主的な経営努力により、基本協定等に定めた市の要求基準を満たしつつコストが削減され、指定管理料の剰余金が発生した場合については、精算対象を除き指定管理者の帰属とする。ただし、指定管理者と施設所管課との協議により、利用料金の額や指定管理料の見直し、市への納付などについて、基本協定等の中で取り決めることができるものとする。(剰余金については、原則、繰越はせず単年度精算とする。)

指定管理者と施設所管課がその必要性を十分に考慮したうえで協議をおこない、精算対象となる費目を定め、年度協定書に明記する必要がある。具体的には、協定書等や市が示す仕様書における基準に基づいた業務を実施しなかった場合をはじめ、当初予定されていた人員の未配置、備品購入費、修繕料の不用額、予備費等とするものとする。

【指定管理料のイメージ】

指定管理料	経費（精算による返還の対象外）		備品購入費、修繕費、予備費等	
	剰余分		剰余・不使用分	
事業実績（精算）				

11 個人情報の取扱いについて

当該施設の管理にかかる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15

年法律第 57 号) 第 66 条の規定にもとづき、本市に準じた保護措置が求められていることから、個人情報については適正に取り扱わなければならない事を求める必要がある。

#### 1 2 情報公開について

当該施設の管理にかかる情報公開の取扱いについては、沖縄市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日条例第 18 号）第 14 条の 2 の各項に規定されていることから、情報公開の協力など適正に対応しなければならない事を求める必要がある。

#### 1 3 監査について

指定管理者による施設の管理にかかる出納その他事務の執行に関しては、沖縄市監査委員条例（平成 5 年 4 月 1 日条例第 19 号）第 4 条にもとづく「監査等」の対象となるため、指定管理者に対して周知を行う必要がある。

また、指定管理料や財産管理について違法または不当であると認められるときは住民監査請求、住民訴訟の対象となることも考えられることから、指定施設の所管部署においても適正な対応が求められる。

※「監査等」とは、沖縄市監査委員条例（平成 5 年 4 月 1 日条例第 19 号）第 4 条において「監査又は検査若しくは審査」と規定している。

#### 1 4 沖縄市行政改革推進本部の役割 【(様式例 1)、(様式例 2) 参照】

推進本部は、その設置目的を「本市の行財政運営を見直し、その改革を積極的かつ一体的に推進するため」としており、「指定管理者制度の推進」についても、行財政運営の改善方策に関することとして取り組んでいる。このことを踏まえ、公の施設の指定管理者制度の導入をはじめ、指定期間や指定候補者の選定方法、沖縄市指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）が答申した指定候補者について審議する。（推進本部の審議を経て、市長の決裁を得るものとする。）推進本部は、指定管理者制度における次の事項について審議するものとする。

審議対象については、新規導入や直営へ変更となる施設のみとし、再指定の施設は対象外とする。ただし、選定方法を変更する場合などは対象とする。

- (1) 指定管理者制度施設の決定（新規導入または直営へ変更）
- (2) 指定候補者の選定方法等の決定（公募・非公募、審査基準、募集単位、指定期間等）
- (3) 指定管理者予定候補者の承認
- (4) 指定の取消しまたは業務の全部もしくは一部の停止の決定
- (5) 議決事項にかかる内容に変更が生じた場合の変更内容の承認

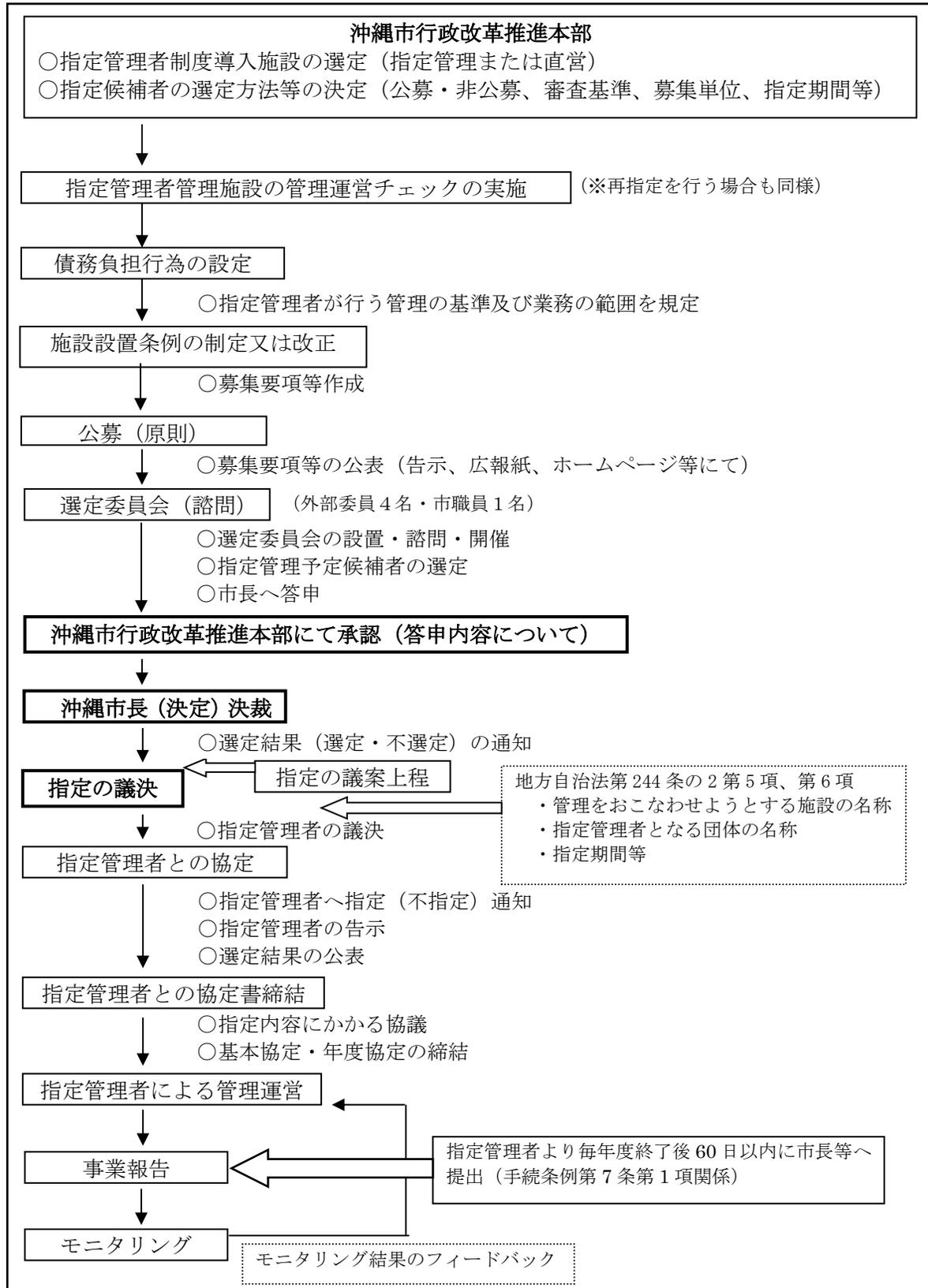
#### ○【参考】再指定の施設だが審議対象となる主な事例

- ・選定方法が非公募となっている。ただし、施設に特殊な事情がある場合は、対象外とする。
- ・選定方法の変更（公募から非公募、非公募から公募）
- ・指定期間や募集単位を変更する（指定期間や募集単位の拡充または縮小）
- ・指定管理者に行わせる業務の範囲の変更（業務範囲の拡充または縮小）

#### 1 5 全体のフロー図

指定管理者制度の導入や更新手続き、また運用について、想定される全体的な流れを次項に示す。

(想定される全体のフロー図)



#### 1.6 指定管理者制度に関するスケジュールについて

- (1) 指定管理者制度の導入や更新手続きを進めるにあたり、想定されるスケジュールを【参考】に示す。
- (2) 導入や更新手続き（変更がある場合など）の際は、推進本部の承認を得る必要がある。
- (3) 特に公募施設の場合は、応募者の検討期間や引継、準備のための期間を十分に取る必要がある。基本的なスケジュールは【参考】のとおりとなるが、各施設の所管課においては、できるだけ余裕を持ったスケジュールで手続きを進めることが必要となる。

#### 【参考】 想定されるスケジュール（施設所管課にて全て実施）

項目		時期	事務内容
新規	推進本部にて決定	前年9月頃	指定管理者制度の導入についての説明等
	議会	前年12月	設置条例の制定・改正
継続	推進本部にて決定	債務負担行為設定まで	債務負担行為設定にともなう制度継続にあたり、指定期間などの変更についての説明等
	債務負担行為設定	前年12月	新年度当初予算へ計上（上限額を設定）
募集要項等の作成		4月～6月	施設概要、管理業務、申請手続等
推進本部にて決定		5月	公募・非公募、指定期間、募集単位等の説明等
広報紙へ掲載依頼		6月1週目	公募施設、募集期間等を広報紙7月号へ掲載
募集期間	募集要項配布	7月上旬～9月上旬	施設所管課窓口での配布、市ホームページ掲載
	質問事項の受付期間	7月上旬～7月末	申請予定団体からの質問を受付し、募集説明会等で回答
	募集説明会	8月上旬	原則、現地（募集施設）にて実施
	申請受付期間	8月上旬～9月上旬	窓口受付、申請書類の確認
書類審査（形式審査・一次審査）		申請受付～9月末	沖縄市指定管理者選定審査要領に基づき審査
第1回選定委員会		10月上旬～下旬	諮問、施設説明（必要に応じ施設見学）、審査要領（審査表を含む）の説明等
第2回選定委員会（実質審査・二次審査）			審査要領（審査表）に基づく審査（採点）、審査講評の検討等
第3回選定委員会			指定候補者の選定、市長へ答申等
推進本部にて承認、市長決裁にて決定			選定委員会の答申を説明し、推進本部の承認、市長決裁を経て、指定候補者を決定
選定結果の通知		11月中旬	全申請団体への通知
議会へ上程		12月	施設名称、指定候補者名、指定期間等を上程し、議決を経て指定
指定通知・告示		議会議決後	指定管理者へ指定通知後に、告示を行う
選定結果等の公表		議会議決後	選定結果・指定について、市ホームページにて公表
協定書の締結		1月～3月	指定管理者と協議のうえ締結
業務引継ぎ		1月～3月	引き継ぎ（書類、管理施設、備品等の確認）への立会い
事業報告書の確認		翌年6月～7月	指定管理者から提出された事業報告書の確認等
モニタリング		事業報告提出後	条例、基本協定などに定められた管理運営・事業の実施が要求水準を満たしているかの確認等

## IV 指定候補者の選定の手続きについて

推進本部において決定した選定方法等（公募・非公募、審査基準、募集単位、指定期間等）に基づき指定候補者の選定を行うこととなるが、選定については以下を参考に進める。

### 1 公募の場合

- (1) 公募に当たっては、市役所掲示場への掲示、広告、広報おきなわ、市のホームページなど幅広い手段を活用する。
- (2) 公募に当たっては、募集要項を作成し、施設概要、応募資格、指定管理者が行う業務の範囲（仕様書等）、指定期間における指定管理料上限額、応募の際に提出する書類の内容、募集期間、説明会の有無、選定基準、応募方法、選定方法、利用料金に関する事項、指定期間、備品等について記載する。
- (3) 募集期間は、1ヶ月程度とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (4) 募集に係る庶務は、公募を行う施設所管課において処理するものとする。
- (5) 応募がない場合についても想定し、改めて選定手続き（再公募・再審査）を行なうのか、手続条例第2条第1項ただし書に規定する「緊急に指定管理者を指定しなければならないとき」に準じ、特定団体を指定候補者として選定委員会に諮るのかなど、手順を事前に定めておくことが望ましい。

#### 【募集要項に関する参考資料の例示】

募集要項以外において以下の資料の例示により、応募者による対象施設にかかる状況把握が行いやすいと考えられることから、各施設において判断を行うこと。

- ①管理経費の過去数年間の決算状況
- ②過去数年間の使用料・利用料収入及び利用者数
- ③市が施設を使用する頻度、その他減免の頻度や額など
- ④過去数年間の管理体制及び職員毎の事務分掌

### 2 非公募の場合

公募によらず指定管理者を選定する場合については、「1 公募の場合（2）」の内、必要な事項を整理し、募集要項にかわる非公募にかかる要項等を作成。

作成した要項等また手続規則にかかる書類を含め、指定候補者となる者に対し示し、期日を設け提出を求めるものとする。

### 3 選定作業について

指定候補者の選定を適正に行うため、「沖縄市指定管理者選定審査要領（平成17年9月16日決裁）（以下、「審査要領」という。）」に基づき調査審議した結果を、推進本部に付し、承認された指定候補者を、市長の決定後、議会に上程するものとする。

#### (1) 審査要領による審査

##### ①形式審査【一次審査】

応募者（公募、非公募）より提出された書類の審査

##### ②実質審査【二次審査】

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査

#### (2) 市長または教育長への答申

調査審議した結果を市長または教育長へ答申

#### 4 選定基準についての考え方

選定基準については下記を基本的な考え方とする。

- (1) 施設設置の目的が達成できるか。
- (2) 市民の平等利用が確保できるか。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに経費の縮減が図られるか。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか。
- (5) 市民の声が反映される管理が行なわれるか。
- (6) 障がい者の雇用など、福祉政策に取り組んだ経営を行っているか。
- (7) その他、施設の設置目的を効果的に達成するために必要な事項等。

#### 5 審査表について

選定基準についての考え方に基づく審査要領のもと審査表を作成し、選定委員会において審査を行っていくものとする。なお、公募・非公募において事前に審査表に沿った審査を行う旨、周知するものとする。

- (1) 審査点数については、総合点数方式とする。
- (2) 複数の施設を一括で管理する場合の審査や、所管が異なる複数の施設を一括して管理する場合の審査についても、総合点数方式とする。
- (3) 複数の施設を一括で管理を行う場合については、共通の審査表を作成することができる。
- (4) 総合点数が同点の場合は、沖縄市指定管理者選定委員会規則（以下、「選定委員会規則」という。）第3条第3項に基づき決定する。

#### 6 指定候補者への通知 【(様式例11)、(様式例12)参照】

選定委員会から市長等へ答申の後、推進本部において指定候補者を承認し市長の決裁を経た場合、全応募団体に対し、選定結果を通知するものとする。

なお、議会の議決を経ていないことから、指定候補者については優先交渉権者としての対応となる。

#### 7 議会の議決について

##### (1) 議会の議決

地方自治法第244条の2第6項において、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経たうえで指定管理者として指定するものとする。

【総務省自治行政局長通知（平成15年7月7日総行第87号）】

- ①指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ②指定管理者となる団体名等の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- ③指定期間

##### (2) 議決後の変更について

議決後、議決事項にかかる内容において変更が生じた場合、改めて議決が必要となる場合については以下を参考に判断を行う。

- ①施設の名称及び所在地の変更  
⇒ 対象施設の設置条例の改正が行なわれることから、改めて議決が必要と考えられる。
- ②指定管理者の団体名等の名称等の変更  
⇒ 団体等の実態から、同一性が認められない場合は、改めて議会の議決を経た上で再度指定を行う検討が必要。単に団体等の名称や代表者が変更されただけの場合や、団体の実

態に変化がないと認められる場合は、再度指定を行う必要はないと考えられる。

### ③指定期間の変更

⇒ 新たな指定期間を定めたいうえで、議会の議決を経る必要があると考えられる。

### (3) 否決された場合の取り扱い

議会において当該指定管理者の指定議案が否決された場合は、その旨を候補者に通知するとともに、否決に至った理由を考慮し、次点者を候補者として議会に諮るのか、改めて選定手続き（再公募・再審査）を行うのかなど、事前に手順を定めておくことが望ましい。

## 8 指定の告示及び通知について

### (1) 告示及び通知 【(様式例13)参照】

施設所管課は、議会で指定議案が可決された場合、その旨を告示するとともに、指定管理者へ通知するものとする。

### (2) 選定結果等の公表

指定候補者の選定過程および結果、指定管理者の指定については施設所管課において市ホームページで公表するものとする。

公表については、応募団体数及び団体名、得点及び選定理由とし、あらかじめ募集要項などに明示するとともに、応募団体に対し周知を図るものとする。

## V 沖縄市指定管理者選定委員会

指定管理者の実質審査にあたり設ける選定委員会については、手続条例第15条及び選定委員会規則によるものとする。

### 1 選定委員会の構成

手続条例第15条のとおり、指定管理候補者を選定する施設ごとの選定委員会を各部にて設ける。

また、選定委員会は手続条例第15条第3項に基づき5人以内をもって組織することとなっている。

なお、委員については同条第4項において、優れた見識を有するもの及び市職員を委員とすることとなっており、委員構成については、各施設の設置目的などを踏まえ、施設所管課にて検討するものとする。

※委員の複数の委員会における併任については、沖縄市附属機関等の設置等の基準に関する要綱第4条(4)に準じ4機関(委員会)以内とする。(その他の附属機関を合算し、併任数は4以内とする。)そのため、各部筆頭課などで各施設所管課にて設置している選定委員会の委員を取りまとめ、必要に応じ、各部間にて調整を行うことが望ましい。

### 2 任期

手続条例第15条第5項に準じ、2年以内とする。

また、再任については、沖縄市附属機関等の設置等の基準に関する要綱第4条(5)に準じ、通算して8年を超えないものとする。

(再任理由については、各施設所管課にて作成・保管を行い、必要に応じて説明を行うものとする。)

### 3 所掌事務 【(様式例3)、(様式例4) 参照】

手続条例第15条第2項において、「指定候補者の選定に関し、市長等の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。」となっていることから、全申請団体の採点および順位付けを行う。

答申においては、選定委員会からの意見についても必要な場合、明記するものとする。

### 4 会議の公開についての考え方

選定委員会規則第3条第4項において、公開となっている。しかし、審査及び審査の決定過程を公開することは、審査に影響を及ぼす場合も考えられることから、選定委員会において審査等を非公開とすることについて確認する必要がある。

また、議事録については、公開とする。ただし、応募団体が技術情報、著作権やアイデア等の保護のため、非公開とすることを希望する場合には、公開の範囲について事前に協議するものとする。

なお、議事録の公開についてもあらかじめ選定委員に周知を図るものとする。

### 5 一括で管理を行う場合に係る選定委員会

施設所管部が異なる複数の施設を一括して指定管理の選定を行う場合、共通の委員を選任するなど、事務の効率化を図るものとする。

なお、その場合の運営方法については当該施設所管課間において調整を行うものとする。

### 6 類似施設の管理を行う場合に係る選定委員会

施設管理を行うにあたり類似する施設の指定管理の選定を行う場合は、共通の委員を選任するなど、事務の効率化を図るものとする。

なお、その場合の運営方法については当該施設所管課間において調整を行うものとする。

## VI 指定管理者の指定後の手続き

### 1 協定について

#### (1) 協定の締結

指定候補者は指定管理者として指定された後、市と協定を締結することとなる。なお、協定については、指定期間における基本的な事項を定める基本協定書、年度ごとの指定管理料や事業実施にかかる事項などを定める年度協定がある。

なお、各協定は指定管理者の管理が開始される前までに締結を完了しておく必要がある。

また、各協定については、印紙税の課税対象ではないため、協定書への収入印紙の貼付は不要となる。

※ 総務省においては、「協定は契約ではなく、「指定」という行政処分の附款である」、また、「指定管理者の法的性質は、「仕事の完成」を約する「請負」ではない」との見解を示しているところであり、請負契約（民法第632条）ではなく委任契約（民法第643条）とすれば非課税となる。

(2) 預貯金口座

預貯金口座は、会計処理の透明性確保の観点から、団体の本業務の他に、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する専用の口座を設ける。

(3) 備品管理

- ① 善良な管理者の注意義務をもって管理することを明示し、台帳等において管理すること。
- ② 指定管理料において購入した備品については、市に帰属するのか、指定管理者に帰属するのか明確化し、指定管理を他の団体に引き継ぐ場合、紛争とならないようにする必要がある。
- ③ 本市に帰属する備品等については、沖縄市物品会計規則(平成16年9月16日規則第33号)に則った管理が必要となる。また、指定管理料において購入した備品についても本規則に準拠した取り扱いを指定管理者に求める必要がある。

(4) 基本協定に明記すべき事項

各協定書においては、下記の例を基本に、施設に応じて加除を行うものとする。

○基本協定の例

① 総則

- a 本協定の目的、管理運営の基本方針、信義誠実の原則、管理物件、指定期間
- b 業務内容および管理基準、業務の実施について
- c 業務の範囲、業務の実施、組織図、職員の配置、業務範囲および業務実施条件の変更、自主事業の実施開業準備、委託等の禁止、管理物件の修繕、緊急時の対応、秘密保持義務、個人情報保護、情報公開、文書の管理・保存

② 備品等の取扱い

- a 市による備品等の貸与、指定管理者による備品等の購入、管理

③ 業務実施に係る市の確認事項

- a 事業計画書、定期報告書、収支決算および事業報告書、モニタリングの実施、業務の改善勧告

④ 指定管理料および利用料金

- a 指定管理料、指定管理料の変更、収入の取扱い、その他の収入、減免、市が使用する場合の取扱い

(年度毎の上限額の例示、年度毎の指定管理料は年度協定書にて締結)

※指定期間に応じて記載

○年度(1年目): ○○○千円

○年度(2年目): ○○○千円

○年度(3年目): ○○○千円

○年度(4年目): ○○○千円

○年度(5年目): ○○○千円

※記載の指定管理料については消費税を含む

⑤ 損害賠償および不可抗力

- a 保険契約等、損害賠償等、不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部の業務実施の免除、違約金等

⑥ 指定期間の満了

- a 業務の引継ぎ、施設等の引渡し、原状回復義務

⑦指定期間満了以前の指定の取消し

a 市による指定の取消し、指定管理者による指定の取消しの申出等、不可抗力による指定の取消し、指定管理料の返還

⑧法令遵守

a 法令の遵守については当然のことであるが、指定管理を行うにあたり必要な法令の明示等を行う。

(例) 労働関係法令、障害者の雇用の促進等に関する法令、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律、その他必要な法令及び本市条例など

⑨その他

a 地位の譲渡の禁止、権利義務の譲渡の禁止、協定の変更、疑義についての協議、本業務の実施に係る指定管理者の預貯金口座、運営協議会等の設置、管轄裁判所

b 災害発生時における避難所等運営

【総務省自治行政局長通知（平成 29 年 4 月 25 日 総行経第 25 号）】

○年度協定（例）

年度協定の目的、年度協定の期間、当該年度の指定管理料、剰余金の取扱い、疑義等の決定

(5) 第三者委託について

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託してはならない。ただし、市が認める一部の業務（清掃や警備等）については、第三者へ委託することができるものとし、事前に市長の承認をうけるものとする。

【総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号）】

2 リスク分担に関する考え方について

指定管理者と本市が担う責任とリスクを仕様書に明記するものとし、想定されるリスク分担を【参考】に示す。

また、施設の特性に応じ、リスク分担表の加除を行い、責任とリスクを明確化すること。

なお、規定した以外の事由が発生した場合は、双方の協議によるものと考えられる。

【参考】リスク分担表

項目	内容	負担の区分	
		市または教育委員会	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令や制度等の新設・変更に伴うコスト等の変動		○
税制	消費税率変更によるもの	○	
	法人税率変更によるもの		○
	新税または上記以外の税率変更によるもの	別途協議	
損害賠償	管理運営業務上の瑕疵による施設及び設備等の損傷ならびに被災者に対する責任		○
	地震、風水害等の不可抗力による施設および設備等の損傷ならびに被災者に対する責任	○	
	上記以外の要因による施設および設備等の損傷ならびに被災者に対する責任	別途協議	

物価・人件費	社会状況の変化に伴う、指定期間中の物価・人件費・金利等の変動		○
修繕・点検	日常的な劣化に関する点検・修繕等		○
	機能の変更、大規模な修繕等	○	
利用料金の減少	市の事情に起因する以外の要因の利用料金の減少		○
管理費の増加	市の事情に起因する以外の要因による管理費の増加		○
利用者への対応	利用者の安全確保		○
	収納した利用料金の盗難・紛失		○
	施設利用に係る苦情		○
周辺地域・住民への対応	施設利用に係る苦情		○
	周辺地域および自治会との協調		○

### 3 指定期間前準備行為

指定期間開始前に行う指定管理業務を開始するために必要な準備行為（指定管理者間の引継ぎ、指定管理業務に係る職員への教育等）にかかる費用については、指定管理者の負担とする。

## Ⅶ 指定管理者による管理運営

### 1 モニタリング等の実施について

指定管理者が、施設の適正な管理水準やサービスに関して、市が定める条例や協定書等に定められた管理運営・事業の実施が要求水準を満たしているかチェックを行うとともに、必要に応じて改善を求める措置を行うものとする。

また、モニタリング結果をうけて、指定管理者が提供するサービスや市民ニーズの把握に努め、市民サービスの向上につなげるものとする。

なお、モニタリングの内容は、施設の性格や利用形態等を考慮して定め、実施の時期をはじめ、回数や具体的方法については、指定管理者と協議して定めることとする。

#### (1) モニタリングの区分

区 分	内 容	実施時期	実施者 又は 作成者等
定期報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営状況</li> <li>利用状況や料金収入実績</li> <li>苦情対応等</li> </ul>	定期 (毎月、半期等)	指定管理者
緊急報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害や事件・事故その他緊急時の対応等</li> </ul>	緊急時	指定管理者
利用者満足度調査 (アンケート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者情報、意見や要望、職員対応等</li> </ul>	随時	指定管理者
実地調査表	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績や施設管理状況等の確認</li> </ul>	定期	施設所管課

事業報告書	・事業、業務の履行状況 ・利用状況や収支状況 ・施設の維持管理状況等	年度終了後の 60日以内	指定管理者
モニタリングシート	・事業運営、施設管理、職員体制等に関する チェック、施設所管課による意見等	事業報告書 提出後	施設所管課

## (2) モニタリング手法

### ①定期報告書の提出（手続条例第9条）

指定管理者は、指定施設の管理の適正を期するため、定められた時期において、その管理に係る業務及び実績等に関して定期報告書（様式例14）により報告を行うものとする。

施設所管課は、提出された定期報告書を確認し、必要に応じて改善指示書（様式例19）による業務改善の指示、指導・助言等の措置をおこない、指定管理者に改善結果報告書（様式例20）の提出を求めることとする。

### ②緊急報告書の提出

指定管理者は、当該施設において災害や事件・事故の発生その他緊急を要する事態が発生した場合は、市へ緊急報告書（様式例15）を提出することとする。

施設所管課は、提出された緊急報告書を確認し、必要に応じて指示や実地調査等の措置を行うこととする。

### ③利用者満足度調査

指定管理者は、施設利用者の満足度や要望などを的確に把握し、施設の管理水準の維持・向上を図るため、利用者に対し利用者満足度調査（様式例16）を実施し、調査結果を集計・分析をおこない、その結果を市へ報告することとする。

具体的な項目内容や実施方法については、施設所管課と指定管理者において、当該施設の性格や設置目的に合わせ協議のうえ定めることとする。

### ④実地調査表の提出（手続条例第9条）

施設所管課は、指定管理者の管理業務の適正運営を確認するため、定期または随時、現場での実地調査（様式例17）を行う。なお、実地調査において不適正と判断された場合は、必要に応じて改善指示書（様式例19）による業務改善の指示、指導・助言等の措置を行うこととする。

なお、改善指示書による業務改善をおこなった場合は、改善結果報告書（様式例20）の提出を求めることとする。

### ⑤事業報告書の提出（手続条例第7条）

指定管理者は、事業報告書（様式第4号）を毎年度事業終了後60日以内に作成し、施設所管課へ提出する。ただし、指定を取り消されたときは、その日から起算して60日以内に提出しなければならない。

### ⑥モニタリングシートの作成

施設所管課は、提出された事業報告書を受けて、「モニタリングシート（様式例18）」の作成を行うものとする。なお、モニタリングシートの項目については、事業計画書及び協定書等で定められた計画内容や管理水準の項目を設定するものとする。

改善を求める必要があると認められるときは、指定管理者に対して改善指示書（様式例19）による業務改善の指導・助言を行うこととし、期日を定めて改善結果報告書（様式例20）の提出を求めるものとする。

指示に従わない場合については、指定の取り消し、または期間を定めて管理に係る業務の全部停止もしくは一部の停止を命ずることができる。（手続条例第10条）

## 2 引継ぎについて

### (1) 引継期間及び引継書

指定期間満了に伴い、指定管理者が新たな団体に引継ぐ場合は、十分な引継ぎが行なえるような期間（1月～3月程度）を設ける必要がある。また、引き継ぎにかかる「引継書（任意様式）」及び備品台帳等において確認出来るようにする。

### (2) 所管部署の立会い

指定管理者の引継ぎにおいては、所管部署の立会いのもと引継ぎにかかる書類、管理施設、備品などについて、新旧指定管理者において確認を行うものとする。

## 3 指定管理者制度の継続について

### (1) 制度継続の適否について

指定管理者制度を導入している施設については、次に示した視点やモニタリング結果等により、直営で行う以上の管理運営の効率化および市民サービスの向上が期待できない場合や、施設の在り方・運営形態の変更など、指定管理者制度の継続又は直営とするのか、適宜検証を行うものとし、総合的に勘案した結果、制度継続が適さないため直営とする場合は、推進本部に諮り決定するものとする。

#### 【視点】

- ①市民サービスの向上が期待できない
- ②施設の設置目的の達成、または見直し
- ③市民ニーズの低下や老朽化対策等にとまなう施設の廃止
- ④今後、管理費の節減および管理の運営効率や事務効率の向上が見込めないなど

### (2) 条例の改正

直営とする場合は、施設の設置条例において改正が必要となる。

## 4 指定管理者の指定の取消しについて（地方自治法 第244条の2 第11項関連）

手続条例第10条第1項に基づき、指定の取消し、又は期間を定めて指定施設の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を行った場合は、手続条例第13条の規定に則り対応するものとする。

### (1) 取消又は事業停止等に係る判断について

手続条例に照らし、具体的に従わない場合や、指定管理を行うことが出来ないとする明確な理由などの整理を行い、推進本部に諮り決定を行う。

### (2) 告示

取消又は事業停止を行った場合は、告示を行う必要がある。

### (3) 不服申立・行政訴訟

指定管理者の取消し処分における不服申立や行政訴訟については、法令等（行政手続法（平成5年法律第88号）や沖縄市行政手続条例（平成8年12月19日条例第17号）などの関係法令）にもとづき対応していくことが必要となる。

### (4) 違約金等

指定管理者の責めに帰す場合において、市に損害を与えた場合は、指定管理者に損害賠償責任が発生する。

なお、協定書において損害にかかる違約金等について定めておく必要がある。

## ○改正履歴

平成30年12月 一部改正

令和5年1月 一部改正

令和5年9月 一部改正